

西都原ガイダンスセンターにおける特別期間中の対面販売に関する規程

令和4年3月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、西都原ガイダンスセンターの設置及び管理に関する条例（平成15年西都市条例第28号）第2条に規定する西都原ガイダンスセンターこのはな館（以下「このはな館」という。）における特別期間中における対面販売について必要な事項を定めることを目的とする。

2 商品の販売については次のとおりとする。

- (1) このはな館の設置及び管理に関する条例の目的及び業務に適合していること。
- (2) 出店を希望する者（以下「申請者」という。）は、一般社団法人西都市観光協会（以下「観光協会」という。）の正会員であること。
- (3) 商品の販売は西都市の情報発信に寄与するものであること。
- (4) このはな館の運営に寄与するものであること。
- (5) 社会通念上相当と認められるものであること。

(適用範囲)

第2条 この規程は、申請者による商品の対面販売に適用する。

2 西都市または観光協会が許可する公共の福祉関係等の事業には、この規程は適用しない。

(言葉の定義)

第3条 言葉の定義は次のとおりとする。

- (1) 「特別期間」とは、3月から4月の春の花の季節及び10月から11月の秋の花の季節をいい、その期間については当該各期間開始の概ね2ヶ月前に観光協会が公表する。
- (2) 「対面販売」とは、許可を受けた出店者が商品を直接販売する方式をいう。
- (3) 「出店」とは、商品の販売を許可された店舗をいう。
- (4) 「出店者」とは、出店の許可を受けた者をいう。
- (5) 「商品」とは、「西都原ガイダンスセンターふるさと産品紹介コーナー商品販売規程」第4条（販売商品）に適合し、ガイダンスセンター内で販売の商品と競合しないものであることを原則とする。
- (6) 「販売」とは、指定された1区画で商品の販売を行う行為とし、出店者の対面販売とする。
- (7) 「店舗」とは、1出店者が1区画以内で行う商品販売のためのスペースをいう。
- (8) 「1区画」の広さはテント等の広さとし、幅3.6m(2間)×奥行き2.7m(1.5間)以内とし、出店者は1店舗かつ1区画に限り出店することができる。

(出店期間等)

第4条 出店期間は、第3条第1号に定める期間中の10日間程度とし、観光協会と出店者との協議によって決定する。

2 出店期間中の営業時間についてはこのはな館の営業時間に合わせるものとする。

(申請者による出店手続き)

第5条 出店を希望する者は、第3条第1号により観光協会が公表する期間の開始日の2週間前に当たる日（必着）までに西都原ガイダンスセンター出店申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、このはな館担当者に提出しなければならない。

(審査)

第6条 申請者の出店審査は、西都原ガイダンスセンターこのはな館運営委員会（以下「運営委員会」という。）設置規程第5条第3号の規定に基づき運営委員会が行う。

(許可条件)

第7条 運営委員会は、次の各号に該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団と関係ある者
- (2) 素行不良者及びこのはな館の出展者としてふさわしくない者
- (3) 法的許可を受けるべき商品で、当該指定機関の許可を受けていない者
- (4) 過去に当管理区域及びその周辺でトラブルを起こした者及びそれに関係した者

(出店者の決定)

第8条 申請者が定数を超えるときは、西都市内に住所または事務所を置く申請者を優先する。
2 西都市内に住所または事務所を置く申請者が定数を超えるときは抽選により出店者を決定する。

(許可)

第9条 出店の許可は、第6条に規定する運営委員会の審査結果に基づき、観光協会会長が行う。なお、出店許可証（様式第2号）の発行をもって出店許可とする。
2 出店者は、運営委員会が指定する位置に許可証を掲示しなければならない。

(営業時間)

第10条 出店の時間は、原則として午前10時から午後5時とする。

(出店商品の販売価格)

第11条 出店商品の販売価格は、出店者が決定するものとする。ただし、市場価格を考慮し適正価格とするものとする。

(出店料)

第12条 出店料は、運営委員会設置規程第5条第3号の規定による運営委員会の審査結果に基づき、観光協会会長が決定する。
2 出店者は前項による出店料を別途定める方法により、このはな館担当者に納めるものとする。
3 一度納入された出店料は、理由を問わず返還しないものとする。

(出店者の遵守事項)

第13条 出店者は、次の各号に定める事項を出店者の責任において行わなければならない。
(1) 出店するに当たり、保健所、製造許可証、行商許可証等の法的許可を必要とするときには、出店者は、申請時に該当する許可証等をこのはな館担当者に提出しなければならない。
(2) 出店者は、テント・電源等の備品の準備・設置・撤去を行い、終了時には出店前の現状に復旧するものとする。
(3) 出店に関する資材の搬入・搬出及び使用するテント等の機材の仕様等については、申請時にこのはな館担当者に通告するものとする。なお、搬入及び搬出時のこのはな館敷地内への車の乗り入れ等については、原則禁止する。
(4) 出店に際しての資材の搬入は、原則として出店期間開始の前日の午後5時以降に行うものとし、撤去は出店期間終了の翌日の午前10時まで完了するものとする。
(5) 出店者は、このはな館担当者の許可無く営業時間内に閉店する行為、または出店期間中に出店を取りやめる行為をしてはならない。
(6) 出店者は、運営委員会で定める禁止事項について遵守しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第14条 運営委員会の出店許可は、申請者本人に対する許可であり、名義貸し、許可証の転貸し等についてはこれを禁止する。

(許可の取消し)

第15条 運営委員会は、出店を許可した場合であっても、次の各号に該当するときには、出店の許可を取り消すと同時に店舗の撤去を命ずることができる。また、当該出店者は、その後の出店申請の資格を失うものとする。

- (1) 第7条（許可条件）に該当することが明らかになったとき。
- (2) 第13条（出店者の遵守事項）の規定程を守らず、審査会及びこのはな館担当者の指示に従わないとき。
- (3) 第14条（名義貸し等の禁止）に該当することが明らかになったとき。
- (4) 酒類、薬物等の影響により、市民に対し粗暴な行動を行うなど、出店者としてふさわしくない行為が認められるとき。
- (5) その他、運営委員会が許可の取消しが適当であると認めたとき。

(店舗及び店舗周辺の利用)

第16条 店舗及び店舗周辺のこのはな館前広場の利用については、以下のとおりとする。

- (1) 店舗及び店舗周辺のこのはな館前広場内における公共施設、設備を損壊した場合は当事者の責任において弁償するものとする。
- (2) 出店者に故意、過失がある事故等については、観光協会及びこのはな館は一切の責任を負わない。

(定めのない事項)

第17条 この規程に定めのないもの他、必要な事項は、このはな館店長又は運営委員会が別に定め、観光協会会長の承認を得て実施することとする。

なお、当該承認事項については理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

西都原ガイドンスセンター出店申請書

1 出店希望会員名		
(1) 個人名、会社名・代表者名		
(2) 会員登録番号		
(3) 常駐責任者氏名		
(4) 住所（〒 ）		
(5) 連絡先電話番号		
2 出店期間 （令和 年 日から令和 年 月 日まで）		
3 遵守事項		
① 出店料は、（ ）と別途決定する。		
② 出店者は、所定の出店料を（ 別途決定 ）このはな館担当者に納めるものとする。		
③ 出店者は指定された区画に、期間中休みなく出店しなければならない。		
④ 営業時間は、午前10時から午後5時までとする。		
⑤ 保健所の営業許可証の写し、PL保険加入等の写しの提出（必要該当商品を販売する者）。		
⑥ 市外からの来店客に良い印象を持ってもらうため、美観、衛生及び接客等に特に注意すること。		
⑦ 申請内容に虚偽があった場合やトラブルを発生させた場合は、即退去させるものとする。		
4 出店商品		
販売商品名	摘要法令	許可証の種類（※1 申請時に提出）

※1 食品衛生法の許可、「臨時営業」の許可、「行商」の登録等商品販売に必要な許可証等

※2 申請時に常駐責任者の写真（横30mm×40mm）を提出してください。

一般社団法人西都市観光協会 会長 殿

上記遵守事項の全てについて了解し、申請いたします。

出店が許可された場合は、出店期間中におけるこのはな館対面販売に係る規程を確実に遵守するとともに、定められた場所において業務を運営し係員の指示に従います。

資格審査会の審査結果により出店できない場合（不許可）にも一切の異議申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

会員氏名： _____ ㊞

出店許可証

期間：令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

但し、申請出店日の 日間とする。

「西都原ガイダンスセンターにおける特別期間中の対面販売に関する規程」を

厳守することを条件に出店を許可する。

令和 年 月 日

一般社団法人西都市観光協会 会長 印

社名又は屋号： _____

代表者名： _____

(会員番号： _____)

常駐責任者名： _____

電話番号： _____

30mm×40mm

常駐責任者

写真貼付